## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

**【提出日】** 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第37期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 マルシェ株式会社

 【英訳名】
 MARCHE CORPORATION

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長 谷垣 雅之

 【本店の所在の場所】
 大阪市東成区中本 2 丁目13番 1 号

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っ

ております。)

【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】取締役管理本部長 川角 茂樹【縦覧に供する場所】マルシェ株式会社 東京支店

(東京都豊島区南池袋3丁目13番5号)

マルシェ株式会社 名古屋支店 (名古屋市港区宝神3丁目402番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第36期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	4,412,291	18,559,082
経常利益(千円)	170,314	627,011
四半期(当期)純利益( は損 失)(千円)	107,347	1,015,950
純資産額(千円)	6,622,226	6,616,030
総資産額 (千円)	9,566,161	9,554,579
1株当たり純資産額(円)	787.98	787.23
1株当たり四半期(当期)純利益 金額( は損失)(円)	12.78	120.94
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	69.2	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	309,525	657,488
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	16,076	538,982
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	185,018	1,008,341
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,350,807	1,242,249
従業員数(人)	423	404

(注)1.売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

- 2.第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期・統損失であるため記載しておりません。
- 3.第37期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

#### 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

	1 13X20 1 0 7 1 3 0 E 7 1 E
従業員数(人)	
	423(1,075)

- (注) 1.従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
  - 2.パートタイマー等の臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
  - 3.パートタイマー等の平均人員の計算は1日8時間、1ヶ月22日換算で期中の月平均人数により算出しております。

## (2)提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	
	413 (1,042)

- (注)1.従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
  - 2.パートタイマー等の臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
  - 3.パートタイマー等の平均人員の計算は1日8時間、1ヶ月22日換算で期中の月平均人数により算出しております。

## 第2【事業の状況】

## 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、料飲部門において生産を行っていないため生産実績にかえて収容実績を記載しております。 料飲部門の業態別収容実績

業態別	店舗数	客席数 (千席)	前年同期比(%)	来店客数 (千人)	前年同期比(%)
酔虎伝	38	501	-	342	-
八剣伝	133	666	-	507	-
居心伝	45	270	-	257	-
その他業態	44	288	-	265	-
合計	260	1,726	-	1,372	-

- (注) 1. 客席数は、各月末現在の各店舗客席数×営業日数として算出しております。
  - 2.店舗数には業態変更を除く閉店8店舗(八剣伝4店舗、その他の業態4店舗)が含まれております。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績は次のとおりであります。

#### 事業部門別の仕入実績

事業部門	金額 (千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
<b>  酔虎伝</b>	241,987	-
八剣伝	354,666	-
居心伝	154,619	-
その他業態	219,748	-
料飲部門小計	971,020	-
FC部門		
ロイヤリティ等	15,829	-
FC部門小計	15,829	-
商品部門		
食材等販売	503,419	-
	145,695	-
商品部門小計	649,114	-
その他部門	19,424	-
合計	1,655,389	-

<sup>(</sup>注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 受注状況

## (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

## 事業部門別の販売実績

事業部門	金額 (千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
酔虎伝	873,353	-
八剣伝	1,247,544	-
居心伝	570,912	-
その他業態	628,153	-
料飲部門小計	3,319,963	-
FC部門		
ロイヤリティ等	219,797	-
FC部門小計	219,797	-
商品部門		
食材等販売	568,098	-
酒類等販売	179,505	-
商品部門小計	747,603	-
その他部門	124,926	-
合計	4,412,291	-

<sup>(</sup>注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

業態名	契約内容	契約 期間 (年)	加盟料(千円)	加盟保証金(千円)	マニュアル 保証金 (千円)	ロイヤリティ	パッケージ料 (千円)	契約件数
酔虎伝	<ol> <li>情報、知識、ノウハウの提供</li> <li>店名、商号・商標・サービスマーク等の一定地域における独占権</li> <li>経営指導</li> </ol>	7	1,000	店舗坪数× 30	100	売上高の一 定料率	-	1
八剣伝	同上	5	1,200	800	50	同上	-	10
八縁	1 . 情報、知識、ノウハウの提供 供 2 . 店名、商号・商標・サービスマーク等の一定地域における独占権	5	1,500	800	-	-	50	1
ごんまる	同上	5	800	800	-	-	100	1

#### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断した ものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、世界的な原油や穀物価格高騰の影響を受けガソリンや食糧品など、生活必需品の値上げにより個人消費は伸び悩み、景気の先行き感は一段と不透明さを増しております。 外食産業におきましても、生活防衛意識の強まりから個人消費が低迷していることに加え、原材料価格の高騰やエネルギーコストの増加などもあり、経営環境は依然厳しい状況が続いております。

この様な状況の下、当社グループでは「信頼の回復」をテーマに「食を提供する企業として、お客様から信頼され、お客様のお役に立ち、そして社員が誇りを持って働ける企業」を目指します。基本に戻り、これまで以上の安心、安全をお届けすると共に「お客様満足度の向上」に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は 44億12百万円(対前年同期比7.4%の減)、連結営業利益は 1億69百万円(対前年同期比4.0%の減)、連結経常利益は 1億70百万円(対前年同期比8.3%の減)、連結四半期純利益は 1億7百万円(前年同期は 88百万円)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローは3億9百万円の収入となりましたが、投資活動によるキャッシュ・フローが16百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが1億85百万円の支出となったことにより、前連結会計年度末と比べて1億8百万円増加し、13億50百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は3億9百万円であります。これは主に税金等調整前四半期純利益1億42百万円に加え、減価償却費1億27百万円、売上債権の減少額36百万円、減損損失31百万円等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は16百万円であります。これは主に有形固定資産の売却による収入50百万円等の収入、有形固定資産の取得による支出70百万円等の支出によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は1億85百万円であります。これは主に配当金の支払額1億1百万円、長期借入金の返済による支出74百万円等の支出によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新

たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動 該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

#### (1)主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において増加した主要な設備は、次のとおりです。

			帳簿価額					
会社名	業態別	店舗数	建物及び 構築物 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	(人)
マルシェ(株)	酔虎伝 (大阪市北区他)	11	8,705	13,864	-	625	23,195	24(100)
	八剣伝 (大阪府摂津市他)	14	34,838	5,086	-	227	40,152	9(50)
	居心伝 (福岡市東区)	1	257	-	-	-	257	1(6)
	その他業態 (大阪市福島区他)	4	38,971	21,082	-	-	60,053	5(16)

- (注) 1.前連結会計年度末における料飲店舗の設備投資は概算計画となっているため、主要な設備の状況には、計画の有無にかかわらず、当第1四半期連結会計期間において増加した全ての料飲店舗について記載しております。
  - 2.帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定、差入保証金及び長期前払費用は含んでおりません。なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

料飲部門の設備投資については、投資効率、立地における将来予測、利益計画の進捗状況等を総合的に勘案して策定しておりますので、前連結会計年度末における計画の変更の有無にかかわらず、当第1四半期連結会計期間末時点における当連結会計年度末までの業態別の概算計画を記載しております。なお、設備投資額は全て自己資金で賄う予定です。

会社名	事業所名	設備の内容	投資予定金額		
云江口	<del>学</del> 来///口   	改備の四台	総額(千円)	既支払額(千円)	
マルシェ(株)	料飲店舗				
	八剣伝	新店15店及び改修	485,000	74,471	
	居心伝	新店3店	138,000	2,464	
	その他	新店 9 店及び改修、業態変更	473,000	58,980	
(株)ノモス	料飲店舗				
	有機茶寮	新店 3 店	120,000	-	
計	-		1,216,000	135,915	

- (注) 1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.投資予定金額には差入保証金及び長期前払費用を含んでおります。

# 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	18,400,000
計	18,400,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	㈱東京証券取引所 ㈱大阪証券取引所 各市場第一部	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	8,550,400	8,550,400	-	-

<sup>(</sup>注)提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成19年8月17日取締役会決議 第1回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,231
発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	資本組入額 616
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役
初かが近に関する事項	会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 平成19年8月17日取締役会決議 第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)			
新株予約権の数(個)	10			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234			
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231			
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,231			
発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	資本組入額 616			
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役			
初心小」、治り作の議長に送りる事項	会の決議による当社の承認を要するものとする。			
代用払込に関する事項	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-			

## 平成19年8月17日取締役会決議 第3回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231		

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,231		
発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	資本組入額 616		
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。		
代用払込に関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

## 平成19年8月17日取締役会決議 第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)			
新株予約権の数(個)	10			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234			
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231			
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 1,231			
発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	資本組入額 616			
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役			
初1小丁元川住の成/ 文 には)する事項	会の決議による当社の承認を要するものとする。			
代用払込に関する事項	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-			

## 平成19年8月17日取締役会決議 第5回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231		
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616		
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。		
代用払込に関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

## 平成19年8月17日取締役会決議 第6回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)			
新株予約権の数(個)	10			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234			
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231			
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616			
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。			
代用払込に関する事項	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-			

## 平成19年8月17日取締役会決議 第7回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231		
新株予約権の行使期間 (注)7 平成19年9月5日~平成23年	平成19年9月5日~平成23年9月2日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616		
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。		
代用払込に関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

## 平成19年8月17日取締役会決議 第8回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231		
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日		

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616		
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。		
代用払込に関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

平成19年8月17日取締役会決議 第9回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)			
新株予約権の数(個)	10			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234			
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231			
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616			
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役 会の決議による当社の承認を要するものとする。			
代用払込に関する事項	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-			

## 平成19年8月17日取締役会決議 第10回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1~4	81,234		
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2~4	1,231		
新株予約権の行使期間 (注)7	平成19年9月5日~平成23年9月2日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)5,6	発行価格 1,231 資本組入額 616		
新株予約権の行使の条件 (注)9	本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。		
代用払込に関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

## (注)第1回乃至第10回新株予約権に共通する事項

1.新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は 10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

#### 2.新株予約権の行使時の払込金額

- (1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。
  - )に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,231円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。

#### 3. 行使価額の修正

- (1)当社は、平成19年11月5日以降、平成22年9月3日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
  - ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が513円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,052円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する.

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合。

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整 後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または 行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日 の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( )による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

(調整前 調整後 調整前行使価額により当該 Y 期間内に交付された株式数 = 調整後行使価額 3 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準 日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の 毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位ま で算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金100.300.000円

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少する。

- 6.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,030,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,030,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 7.新株予約権の行使期間
  - (1)平成19年9月5日から平成23年9月2日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年9月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
  - (2)本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。
- 8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
  - (1)新株予約権の行使請求受付場所

マルシェ株式会社 財経部

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

(2)新株予約権の行使請求取次場所

該当事項なし

(3)新株予約権の行使請求の払込取扱場所

野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部

東京都千代田区大手町2丁目2番2号

#### (4)新株予約権の行使請求および払込の方法

行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成22年9月3日まで(当日を含む。)に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。

本項第(3)号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

本項第(5)号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとする。

各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

#### 9.新株予約権の行使の条件

(1)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。

権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。

包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新 株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求 その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

(3) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。

新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

- (4) 以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の()乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
  - ( ) 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
  - ( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合

本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

- 10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
  - (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。 当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり30,000円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり30,000円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成22年9月3日まで(当日を含む。)の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成22年9月3日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (4)当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり30,000円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (5)本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
  - (6)本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

#### 11. 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1)本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

#### 12.単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日~ 平成20年6月30日	-	8,550,400	-	1,510,530	-	1,619,390

## (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

#### 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 150,000	-	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,391,600	83,916	同上
単元未満株式	普通株式 8,800	-	同上
発行済株式総数	8,550,400	-	-
総株主の議決権	-	83,916	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,700株(議決権17個)含まれております。

#### 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪 南町2 - 20 - 14	150,000	-	150,000	1.75
計	-	150,000	-	150,000	1.75

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は150,100株であり、このほか、自己所有の単元未満株式が 52株あります。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	777	727	704
最低(円)	688	688	654

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

EDINET提出書類 マルシェ株式会社(E03278) 四半期報告書

# 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,350,807	1,242,249	
売掛金	482,916	517,433	
商品	51,707	49,882	
原材料	74,470	78,801	
半製品	249	-	
未成工事支出金	1,006	996	
貯蔵品	11,719	13,166	
その他	373,873	392,194	
貸倒引当金	11,252	13,362	
流動資産合計	2,335,498	2,281,363	
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物(純額)	2,237,005	2,324,152	
土地	1,695,291	1,695,291	
その他(純額)	268,647	225,925	
有形固定資産合計	4,200,944	4,245,370	
無形固定資産			
のれん	41,733	46,593	
その他	75,659	81,046	
無形固定資産合計	117,392	127,640	
投資その他の資産			
投資有価証券	123,452	123,910	
繰延税金資産	276,779	240,451	
差入保証金	2,305,155	2,338,559	
その他	266,800	249,116	
貸倒引当金	59,863	51,833	
投資その他の資産合計	2,912,325	2,900,204	
固定資産合計	7,230,662	7,273,215	
資産合計	9,566,161	9,554,579	

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	866,067	906,429	
1年内返済予定の長期借入金	232,180	299,506	
1年内償還予定の社債	30,000	30,000	
未払金	812,132	714,070	
未払法人税等	95,839	98,573	
賞与引当金	64,385	131,200	
その他	225,772	133,463	
流動負債合計	2,326,377	2,313,244	
固定負債			
長期借入金	-	7,650	
長期預り保証金	535,135	526,340	
長期リース資産減損勘定	6,478	9,736	
その他	75,945	81,577	
固定負債合計	617,558	625,304	
負債合計	2,943,935	2,938,548	
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,510,530	1,510,530	
資本剰余金	1,619,390	1,619,390	
利益剰余金	3,606,916	3,600,372	
自己株式	154,468	154,392	
株主資本合計	6,582,367	6,575,900	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	36,858	37,130	
評価・換算差額等合計	36,858	37,130	
新株予約権	3,000	3,000	
純資産合計	6,622,226	6,616,030	
負債純資産合計	9,566,161	9,554,579	

## (2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

	(目 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	4,412,291
売上原価	1,657,246
売上総利益	2,755,044
販売費及び一般管理費	2,585,136
営業利益	169,908
営業外収益	
受取利息	1,223
受取配当金	175
受取家賃	4,447
違約金収入	764
為替差益	126
その他	5,707
営業外収益合計	12,446
営業外費用	
支払利息	783
賃貸借契約解約損	1,916
従業員弔慰金	6,000
その他	3,340
営業外費用合計	12,040
経常利益	170,314
特別利益	
固定資産売却益	13,477
貸倒引当金戻入額	1,920
特別利益合計	15,397
特別損失	
固定資産除却損	3,602
減損損失	31,213
貸倒引当金繰入額	5,000
過年度損益修正損	3,564
特別損失合計	43,380
税金等調整前四半期純利益	142,331
法人税等	2 34,983
四半期純利益	107,347

## 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	142,331
減価償却費	127,355
のれん償却額	3,364
長期前払費用償却額	5,172
賞与引当金の増減額( は減少)	66,815
貸倒引当金の増減額( は減少)	5,919
受取利息及び受取配当金	1,399
支払利息	783
固定資産売却損益( は益)	13,477
減損損失	31,213
固定資産除却損	2,107
為替差損益( は益)	126
売上債権の増減額( は増加)	36,321
たな卸資産の増減額(は増加)	3,693
仕入債務の増減額( は減少)	40,362
その他	82,184
小計	318,266
利息及び配当金の受取額	1,098
利息の支払額	756
法人税等の支払額	9,082
営業活動によるキャッシュ・フロー	309,525
投資活動によるキャッシュ・フロー	
差入保証金の回収による収入	19,641
差入保証金の差入による支出	9,747
有形固定資産の売却による収入	50,466
有形固定資産の取得による支出	70,929
長期前払費用の取得による支出	4,623
貸付けによる支出	6,270
貸付金の回収による収入	3,015
その他	2,369
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,076
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	74,976
配当金の支払額	101,307
その他	8,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	185,018
現金及び現金同等物に係る換算差額	126
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	108,557
現金及び現金同等物の期首残高	1,242,249
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,350,807

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 . 会計処理基準に関する事項の変更	(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 棚卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。
	この変更に伴う損益に与える影響はありません。 (2)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1.棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間の棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らか
	なものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分
算定方法	して算定する方法によっております。
3 . 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
4 . 繰延税金資産及び繰延税	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、か
金負債の算定方法	つ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度におい
	て使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっておりま
	<b>ं</b>
5 . 連結会社相互間の債権債	連結会社相互間の債権と債務の相殺消去
務及び取引の相殺方法	当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の
	調整を行わないで債務を相殺消去しております。
	連結会社相互間の取引の相殺消去
	取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときは、親会社の金額に合
	わせる方法により相殺消去しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

#### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 . 有形固定資産減価償却累計額 6,586,138千円 2 . 担保資産 担保に供している資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。		1 . 有形固定資産減価償却累計額 6,561,701千円 2 . 担保資産	
建物	27,212千円	建物	113,267千円
土地	302,256	土地	688,283

#### (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

1. 販売費及び一般管理費の主なもの

給与手当 982,365千円 退職給付費用 26,038 賞与引当金繰入額 63,500 貸倒引当金繰入額 2,948

2 . 法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年6月30日現在)

現金及び預金勘定 現金及び現金同等物

1,350,807

1,350,807千円

#### (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数 普通株式 8,550,400株
- 2.自己株式の種類及び株式数普通株式 150,152株
- 3.新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的と なる株式の数(千 株)	当第1四半期連結 会計期間末残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成19年新株予約権(注 1 ) (エクイティコミットメントライン契約)	普通株式	812	3,000
	合 計	-	812	3,000

- (注)1.目的となる株式の株は、割当日(平成19年9月4日)の行使価額(1,231円)をもって算出しております。
  - 2. 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

#### 4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月22日 定時株主総会	普通株式	100,804	12	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

#### (セグメント情報)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

外食事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 海外売上高が存在しないため、該当事項はありません。

#### (有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので該当事項はありません。

EDINET提出書類 マルシェ株式会社(E03278) 四半期報告書

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。

#### (1株当たり情報)

#### 1.1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
Ī	1 株当たり純資産額	787円98銭	1株当たり純資産額	787円23銭

## (注)1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	6,622,226	6,616,030
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000	3,000
(うち新株予約権)	3,000	3,000
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	6,619,226	6,613,030
1株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(株)	8,400,248	8,400,356

## 2.1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 株当たり四半期純利益金額

12円78銭

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期純利益 ( 千円 )	107,347
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	107,347
期中平均株式数(株)	8,400,303
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	-
たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式	
で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの	
の概要	

(重要な後発事象)

EDINET提出書類 マルシェ株式会社(E03278) 四半期報告書

#### (リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当第1四半期連結会計期間より通常の売買取引に係る方法に変更し、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

## 2【その他】

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

マルシェ株式会社 取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米沢 顕 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊與政 元治 印 業務執行社員 公認会計士 伊與政 元治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルシェ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup>四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。